



注1 次の費用は、領収金額に含めないでください。

- (1) 不妊・不育症治療診断前の検査（性感染症やがん検診含む）等費用
- (2) 妊娠判定に要した費用
- (3) 食事代、入院時差額ベッド代
- (4) 診断書、証明書その他の文書について、その取得に要した費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不妊治療には直接関係しないものの費用

注2 人工授精・不育症については、当該患者に関して行った保険適用外に係るもののみ記入してください。

